

## 1. 法人市民税の概要

法人市民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも、個人と同様幅広く負担を求めるものです。道府県民税と市町村民税があり、事務所等を有する法人に、その事務所が所在する都道府県及び市町村がそれぞれ課税するものです。

資本金等の額、従業員数に応じて定額が課税される均等割、法人税額に応じて課される法人税割があります。

法人市民税	均等割	資本金等の額、従業員数に応じて定額の負担を求めるもの [税率] 道府県民税：2～80万円（制限税率なし） 市町村民税：5～300万円（制限税率は標準税率の1.2倍）
	法人税割	法人税額に応じた負担を求めるもの [税率] 道府県民税：法人税額の1.0%（制限税率2.0%） 市町村民税：法人税額の6.0%（制限税率8.4%）

## 2. 県内市町村の税率採用状況(R4. 4. 1現在)

### (1) 均等割

		区 分			団体数
		資本金等の額	従業員数	年額	
均等割	標準税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	63
		1,000万円以下	50人超	120,000円	
		1,000万円超1億円以下	50人以下	130,000円	
		1,000万円超1億円以下	50人超	150,000円	
		1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	
		1億円超10億円以下	50人超	400,000円	
		10億円超	50人以下	410,000円	
		10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	
		50億円超	50人超	3,000,000円	

(2)法人税割

区 分				団体数	
法人税割	標準税率	6.0%	行田市、加須市、本庄市、羽生市、朝霞市、和光市、 <b>日高市</b> 、吉川市、毛呂山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、松伏町	23	
	超過税率	6.8%	白岡市、宮代町、杉戸町	3	
		7.0%	久喜市	1	
		7.7%	三芳町	1	
		8.2%	蓮田市	1	
		(制限税率) 8.4%	—	0	
	小 計				29
	資本金による不均一課税	8.4%- 6.0%	さいたま市、 <b>川越市</b> 、熊谷市、川口市、秩父市、 <b>所沢市</b> 、 <b>飯能市</b> 、東松山市、 <b>狭山市</b> 、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、志木市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、三郷市、 <b>坂戸市</b> 、 <b>鶴ヶ島市</b> 、ふじみ野市、越生町、滑川町、横瀬町	27	
		8.4%-6.4%	春日部市	1	
		8.4%-6.6%	越谷市	1	
		8.2%-6.8%	伊奈町	1	
		7.8%-6.8%	幸手市	1	
		8.4%-7.2%-6.0%	入間市、嵐山町	2	
		8.4%-6.6%-6.0%	八潮市	1	
	小 計				34
計				63	